

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	NISSHA株式会社
【英訳名】	Nissha Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 鈴木 順 也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 専務執行役員 最高財務責任者代行 井 ノ 上 大 輔
【本店の所在の場所】	京都市中京区壬生花井町3番地
【縦覧に供する場所】	NISSHA株式会社 東京支社 (東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 最高経営責任者である鈴木順也および取締役専務執行役員 最高財務責任者代行である井ノ上大輔は、当社ならびに連結子会社および持分法適用会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえ評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的および質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社および持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは、産業資材、デバイス、メディカルテクノロジー等の事業で取り扱う製品の製造、販売を主な事業内容としているため、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高(連結会社間取引消去前)が適切であると判断し、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、期初計画売上高(連結会社間取引消去前)のおおむね3分の2程度に達する当社および連結子会社9社を「重要な事業拠点」に選定しました。以上、合わせて10社を「重要な事業拠点」として選定し、製造業における生産活動および販売活動において多額に計上される勘定科目として売上高、売掛金、買掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセス(のれんを含む固定資産評価プロセスおよび税効果プロセス等)を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年12月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。